

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等に関する今後の課題について（案）

**【更なる実態把握】**（内閣府、警察庁）

○児童の性を売り物とする新たな形態の営業に関する実態把握

- 被害や相談支援状況とアダルトビデオ制作や流通経路等の実態調査

○施策を効果的に実施・推進する上で必要となる個別のデータの収集等の実態把握

**【取締り等の強化】**（警察庁）

○厳正かつ積極的な取締りの徹底

- 各種法令による適用を視野に入れた厳正かつ積極的な取締りの徹底

○被害者の補導、適切な保護及び支援の推進

- 被害者に対する補導の機会における助言、指導等の実施、適切な保護・支援の推進

○アダルトビデオの出演強要問題、「JKビジネス」問題等、若年層の性的な暴力の被害に係る状況把握と情報共有の推進

- 若年層の性的な暴力の被害に係る相談や検挙の状況、「JKビジネス」の営業状況の把握、関係機関間での情報共有

- 地方公共団体が地域の実態に応じて、「JKビジネス」の営業の禁止等に関する条例を制定しようとするときの適切な支援

**【教育・啓発の強化】**（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省）

○児童、生徒等が被害者とならないための教育等の推進

- 学校、家庭、地域等において、相互に連携し、例えば、

・インターネットの利用に起因する被害への防止も含め、指導資料の作成・配布やセミナーの開催等による情報モラル教育の一層の充実、

・安全教育の一環としての、犯罪被害に遭わないための防犯教育の推進

などの実施。

- 学校教育を離れた若年層に対し、性的な暴力の被害に遭わないよう、効果的な情報発信及び広報啓発の在り方の検討

#### ○家庭や学校に対する支援

- 保護者や教員等が、児童、生徒の発達段階や性別に応じて、性にかかわる問題や性的な暴力の被害にかかわる問題について効果的に教育・指導を行えるよう支援
- 困難な要因を抱える児童、生徒やその家族に対する支援方策の検討
- 年度初め、夏休み前等、進学や就職、夏休み等に伴い若者の移動が多い時期における集中的な広報・啓発

#### ○被害に遭っている人やその関係者に届く情報発信、広報啓発等

- 被害に遭っている人が被害を受けていることを認識し、相談機関を知ってもらうとともに、被害者や関係者が、相談窓口を始めとした関係機関とその連絡先、相談内容に対し取りうる対応策などの必要な情報を入手することができるよう、効果的な情報発信及び広報啓発の在り方を検討
- 関係機関や民間団体におけるインターネット上に掲載されている違法・有害情報や人権侵害情報の削除要請等の取組の広報啓発
- 年度初め、夏休み前等、進学や就職、夏休み等に伴い若者の移動が多い時期における集中的な広報・啓発（再掲）

#### ○社会全体や各地域に対する啓発

- 「女性に対する暴力をなくす運動」など、様々な機会を活用した国民に対する意識啓発。各地域における暴力を許さない機運の醸成
- 年度初め、夏休み前等、進学や就職、夏休み等に伴い若者の移動が多い時期における集中的な広報・啓発（再掲）

### 【相談体制の充実】（内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

#### ○相談窓口の周知

- 相談窓口の一覧や、その相談窓口が受けている内容等わかりやすく広報・周知

- 専門の相談窓口の設置

#### ○相談窓口の環境整備

- 被害者等が安心して相談できる窓口体制整備や、地方公共団体等における取組支援例；無料相談、匿名相談、24時間365日対応、全国共通相談ダイヤル、関係機関への同行支援、学校における相談体制充実、メールやSNSでの相談等

#### ○相談員の対応能力の向上、関係機関等の連携構築

- 関係機関の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、被害者等に対し適切に対応できるよう、資質の向上を図るための研修実施
- 関係機関、相談対応や居場所づくりの支援等を行っている民間団体等が相互に緊密に連携し、各地域におけるネットワークの構築促進

#### ○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進

- 性犯罪・性的な暴力の被害者が安心して相談できる相談機関の一つとして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ワンストップ支援センターにおける関係機関間の連携促進

#### ○相談・支援体制の在り方の検討

- 若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態把握と、今後の相談・支援の在り方検討

### 【保護・自立支援の取組強化】（内閣府、厚生労働省）

#### ○若年層やその家族への支援

- 経済的困難から若年層が性的搾取等の被害につながる行為に及ぶことを防ぐため、若年層やひとり親家庭の親に対し就労支援等

#### ○若年層が感じる不安などを踏まえた適切な保護の推進

- 保護施設に係る規則や制約の在り方についてきめ細かな対応について検討
- 婦人保護施設や被害者向けシェルターの活用

#### ○婦人保護事業の在り方の見直し

- 現行の枠組みでは対応が困難な実態がみられる婦人保護事業について、現状を把握し、実態を踏まえた事業の改善に向けた検討

○中長期的な支援

- 心理的なケアや自立に向けた支援等の中長期的な支援体制の在り方検討

○相談・支援体制の在り方の検討（再掲）

- 若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態把握と、今後の相談・支援の在り方検討

**【その他】**

○関係府省推進体制の整備（内閣府）

○過激な内容のポルノの規制等の在り方について検討（法務省）

○被害者が出演したアダルトビデオの販売・配信の差し止め、回収、動画の削除等、被害拡大防止策の検討（総務省、法務省）

○アダルトビデオの出演者がプロダクション等の実質的な労働者に当たる場合、出演者の派遣等が労働者派遣法及び職業安定法上の「公衆道徳上有害な業務」として違法であることを通達に明示し、業者への周知（厚生労働省）

（注1）女性に対する暴力に関する専門調査会報告書（平成29年3月）等を基に、内閣府男女共同参画局において作成

（注2）（ ）内は、各項目に関連する主たる府省。**四角囲み**は、特に中心となる府省